

令和8年度横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、経営基盤の強化や福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。また、社会福祉事業等を行う施設においても適切な施設運営に積極的に取り組むことが必要とされます。

この主旨を踏まえ、横浜市健康福祉局が所管する法人等に対する指導監査等の重点事項を次のとおり定めます。

なお、指導監査等の実施にあたっては、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高い場合等は、実施方法、実施時期及び対象法人等について、社会情勢等を鑑み柔軟に対応します。
※本方針は「横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施要綱」第3条第3項の規定に基づき定めるものです。

<指導監査の重点事項>

1 法人運営

- (1) 評議員会の招集が適正か。
- (2) 理事・監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
- (3) 理事への権限の委任は適切に行われているか。
- (4) 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
- (5) 評議員会・理事会等について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

2 法人会計

- (1) 計算書類、附属明細書及び計算書類に対する注記は適正に作成されているか。
- (2) 契約手続（入札・見積合せ等）は適正に行われ、契約書等は作成されているか。
- (3) 法人経理規程をはじめとする会計経理関係の規程類は、現行の法令に即した内容で、遵守されているか。
- (4) 計算書類の勘定科目は適切に使用されているか。
- (5) 寄附の受け入れ手続き及び計上は適切に行われているか。

3 施設・事業運営

- (1) 職員配置基準を満たしているか。
- (2) 法令に基づく報酬、給付等の請求が適正に行われているか。
- (3) サービス提供に係る計画の作成や見直しが適正に行われているか。
- (4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための取組を行っているか。
- (5) 身体的拘束廃止の取組や、やむを得ない場合の要件確認及び必要な記録が適正に行わ

れているか。

- (6) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。
- (7) 利用者からの預り金について、確実な記録や牽制体制の確保など、適正な管理が行われているか。
- (8) 非常災害について、関係法令に沿った手続き及び適切な対応が行われているか。
- (9) 事故発生防止のための取組及び事故発生時の対応が適切に行われているか。
- (10) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- (11) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所における工賃等について、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃等として支払っているか。